

世界知的所有権機関（W I P O）等における最近の動向について

1. W I P O 関係

① 著作権等常設委員会（S C C R）非公式会合

2010年5月26日～28日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、権利の制限と例外、視聴覚実演の保護について議論が行われた。

権利制限と例外については、視覚障害者むけの条約案につき、提案国の1つであるエクアドルから、2012年春の外交会議開催・条約採択を前提とした作業スケジュールの提案があり、中南米諸国を中心に賛同する意見が出される中、日本から、国内法制への影響を見極める観点等から詳細な検討が必要な旨発言を行った。

その後、米国から①各国を拘束しないコンセンサス・インストゥルメントという形式、②輸出入の部分に特化した規定である別案が提案されたが、中南米諸国や障害者団体等から反対意見が続出した。

視聴覚実演の保護については、各国より「2000年の外交会議で合意された19箇条を維持すべき」との意見が出され、日本からも同様の意見を表明した。一方、ブラジルからは「19箇条を議論のベースとしつつ、その後10年間で生じた状況の変化を考慮する必要がある」との発言が行われ、19箇条に修正が必要か、19箇条に何か加える必要があるか、何も変える必要がないかについて議論を行った。

また、米国より、「第12条（権利の移転）に関して、プロデューサーに権利が集約されることが必要」との従来の方針の説明があったものの、特段の議論の進展には至らず、今後、引き続き検討することとなった。

その後、イタリアより、検討のスケジュールを示すべきではないかとの発言があり、日本を含め各国が同調し、6月のS C C R会合で今後のスケジュールを検討することになった。

② 第5回開発と知的財産に関する委員会（C D I P）

2010年4月26日～30日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、調整メカニズムについて、前回の会合からの検討事項となっていたモニタリング、評価及び報告の形式について議論が行われ、既存の監視システムを活用し、2012—2013会計年度の終わりに独立した評価を開始することで合意した。

また、承認された勧告を実施するための作業プログラムの検討について、「知的財産とパブリックドメイン」は前回会合において承認されていない特許に関する追加的な調査及び商標の扱いについて議論が行われたものの、引き続き次回会合で、一部議論を継続することとなった。（著作権部分は前回会合において承認済みであり議論は行われていない。）「知財と社会経済開発に関するプロジェクト」は特段修正なく承認され、「知的財産と技術移転に関するプロジェクト」は、途上国から追加提案がなされ次回の会合で引き続き検討することとなった。

③ 第16回遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）

2010年5月3日～5月7日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、伝統的文化表現（TCES）、伝統的知識（TK）に関し、前回会合に引き続き、それぞれ実体条項に基づいて議論がなされた。TCESについては第4条の途中まで、TKについては第6条まで議論が行われ、TCESについて、各国からの修正案・コメントを反映させた修正作業文書を6月19日に事務局が提示することとされた。

GRについては、TCES・TKに関するような具体的なテキストが存在しないことから、豪州が、カナダ、米国、NZ、ノルウェーと共同で、目的及び原則に関する提案をした。各国から一般的なコメントはなされたものの、豪等提案については、検討の時間がないとする国が大勢を占め、これまでの作業文書及び豪等提案に関して、7月31日までコメント受け付け、事務局が次期会合の作業文書に反映させることとされた。

会期間作業部会（IWG）の作業計画については、本会合と平行して、IWGに関する議長主催の非公式協議が断続的に開催された結果、以下の通り合意された。

- (1) 第1回会合はTCES、第2、3回会合でTK及びGRをそれぞれ検討するが、どちらを先に検討するかは、次回IGC通常会合（12月）で決定する。
- (2) IWGはすべての加盟国及びオブザーバにオープン（参加国数は制限されない）。ただし、途上国、LDCsには参加のための経済的援助あり（71カ国に補助支給）。
- (3) IGCは条文テキストベースの交渉・決定を行う場であり、IWGは、IGC本体に、IGCでの議論を促進するために、勧告及びテキストを提出する。
- (4) 第1回会合は5日間の日程。第2回以降は、第1回会合を踏まえて日程を検討するが、5日間を下回らない。
- (5) 今後、第1回IWGが7月19日～23日に開催され、TCESについて議論される予定（第2回以降の日程は未定）。また、次回IGCは、12月を予定。

2. APEC関係

①知的財産専門家会合（IPEG）

2010年3月5日、6日に第30回IPEG会合が広島で開催された。19の国・地域（ニュージーランド、パプア・ニューギニアを除く全メンバー）の知的財産に関する政府関係者が出席し、セミナーや調査の提案・状況の更新、各国・地域の知財関係施策の情報交換等を実施した。著作権にも関係する事項は以下のとおり。

我が国より、2009年の著作権法改正の概要及び2010年2月に開催したアジア著作権会議の概要について説明した。説明の中で、今年3月より公開している映連作成の盗撮及び違法ダウンロードの禁止普及のDVDも上映した。著作権法改正内容については、多くのメンバー国から質問があり強い関心が寄せられた。台湾及び韓国からは今後の情報交換についても要請があった。

韓国より、累進責任法（インターネット上でくり返される著作権侵害に対する効果的な政策手段）について発表が行われた。当該案件は各国も興味を持っている内容であるため、次回会合で、引き続き現状報告をしてもらうこととなった。

米国より、最近ではテレビで放送された番組が1時間後には外国語のサブタイトル付きでネット上で出回っていることなど、深刻な現状について情報提供がなされた

なお、IPEG会合の前には、前回会合時にABAC（APECビジネス諮問委員会）から出された提案に基づき、IPEG関係者と産業界との意見交換が行われた。IPEG側からは韓国特許庁及び中国税関、ABAC側からは世界的に特許出願数の上位にある、日本IBM及びSONYから発表が行われた。また、WIPOのガリ事務局長が出席され、近年の知的財産情勢及び今後の民間機関との協力関係の深化について説明が行われた。

次回のIPEG会合は2010年9月6日～9日に仙台で開催予定。

了